

令和3年3月25日  
大臣官房官庁営繕部  
設備・環境課営繕環境対策室

## 「官庁施設の環境保全性基準」を改定します

～改正建築物省エネ法の施行をふまえ、官庁施設整備において省エネ化を推進～

国土交通省では、官庁施設の計画・設計に適用する「官庁施設の環境保全性基準」を改定し、建築物省エネ法で定められた基準（省エネ基準）<sup>※1</sup>より高い水準のエネルギー消費性能を有することを求める施設の対象範囲を拡大しました。

本基準は、4月から適用します。

なお、本基準は、国の各府省庁が共通して使用する「統一基準」として位置付けられています。

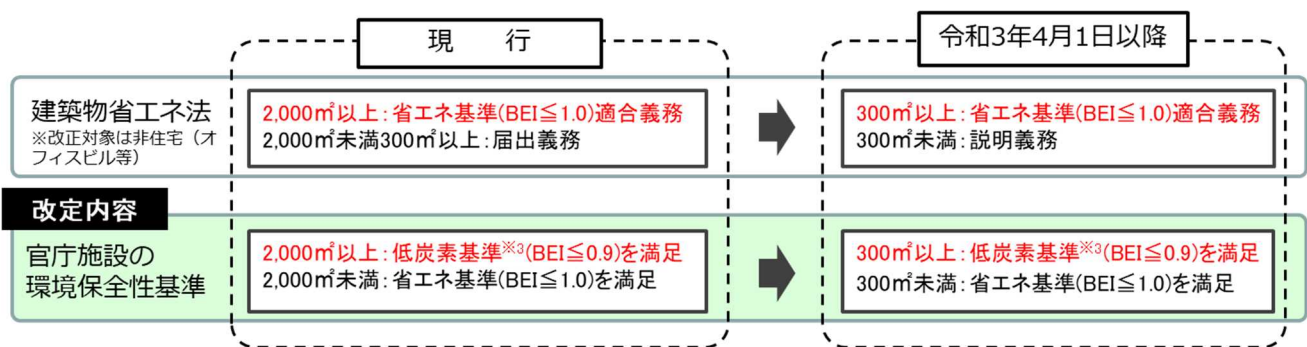
### 改定のポイント

「官庁施設の環境保全性基準」では、延べ面積 2,000 m<sup>2</sup>以上の事務庁舎のエネルギー消費性能について、設計一次エネルギー消費量を「省エネ基準」(BEI<sup>※2</sup> ≤ 1.0)より1割程度削減した水準 (BEI ≤ 0.9) とするよう規定しています。

今般、改正建築物省エネ法の施行(R3.4.1)を踏まえ、この水準を求める事務庁舎を、従来の延べ面積 2,000 m<sup>2</sup>以上から 300 m<sup>2</sup>以上に拡大する改定を行い、省エネ化を推進します。

基準本文は、国土交通省ホームページをご参照ください。

[https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_tk2\\_000018.html](https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000018.html)



※1 建築物省エネ法（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律）に規定する「建築物のエネルギー消費基準」

設計一次エネルギー消費量(空調、換気、照明、給湯、昇降機)の合計 ÷ エネルギー利用効率化設備の設計エネルギー削減量

※2 BEI =

基準一次エネルギー消費量(空調、換気、照明、給湯、昇降機)の合計

※3 「建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準」に示す建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進のために誘導すべき基準

### 【お問い合わせ先】

国土交通省 大臣官房官庁営繕部 設備・環境課 営繕環境対策室 米原  
TEL: 代表 03-5253-8111(内線 23832) 直通 03-5253-8578  
FAX: 03-5253-1544